

答申第 222 号

平成 17 年 1 月 17 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 4 月 9 日付けで諮問された他の教育委員会等から入手した勤務中組合活動に関する文書一部不存在の件(諮問第 186 号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として新聞記事を特定し、これを公開したことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成13年3月12日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、「三重県教職員勤務中組合活動」に関する給与返還問題について、三重県教育委員会等から入手した一切の文書(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成13年3月23日付けで、本件行政文書として新聞記事を特定し、公開決定(以下「本件処分」という。)をした。
- (3) 不服申立人は、平成13年3月29日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の特定について

不服申立人が求めた文書を管理していないことはあり得ず、本件処分は、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

(2) 本件行政文書の公開について

過日、実施機関は、新聞記事の写しは職員個人のものであるとして公開拒否をした事実があり、今回、実施機関が新聞記事の写しを公開することとは、条例の存在及び県民の権利を軽視するもので、職員の行為は承服し難い。

(3) その他

実施機関は、行政文書の公開を原本で行うべきである。

4 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

教職員課では、本県における教職員の勤務中組合活動について調査するに際して、調査の参考とするために、三重県教職員勤務中組合活動に関する給与返還問題の概要が分かる資料として、三重県教育委員会から新聞記事入手した。教職員課職員が、この調査のために、平成12年11月6日に「県立学校職員の組合活動状況調査について」（以下「平成12年11月6日起案文書」という。）という文書を起案したが、実施機関が特定した新聞記事は、この起案文書に添付されたものであって、教職員課が管理する行政文書である。

教育委員会が三重県教育委員会等から入手した文書は、この新聞記事のみであるので、本件行政文書に該当するものは、この新聞記事のみである。

新聞記事を公開対象とするか否かは、それが行政文書であるか否かの差異によるものである。行政文書であるか否かは、新聞記事を教職員課職員が分掌する事務に関して職務上作成し又は取得した文書であり、教職員課において管理するか否かで判断するものである。

5 審査会の判断理由

（1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

（2）本件行政文書の特定について

実施機関が特定して公開した新聞記事（以下「本件新聞記事」という。）は、三重県教職員勤務中組合活動に関する給与返還問題について、教育委員会が三重県教育委員会から入手し、平成12年11月6日起案文書に添付されたものであることから、本件新聞記事は教職員課が管理する行政文書であると認められる。

実施機関は、本件行政文書に当たるものは本件新聞記事のみであり、三

重県教職員勤務中組合活動に関する給与返還問題の概要の把握のために三重県から本件新聞記事を入手したと説明している。当審査会が、本件新聞記事を見分したところ、概要の把握のためには本件新聞記事のみで目的は達せられることが認められる。

また、実施機関は、本件新聞記事を、本県における教職員の勤務中組合活動について調査するに際して、調査の参考とするために入手したと説明しているが、入手の目的が調査の参考とするためということであれば、詳細な資料の入手まで必要であるとは考え難い。

他に、実施機関の入手目的を覆すに足りる事情は認められないことから、本件新聞記事以外に本件行政文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとまではいえない。

(3) 本件行政文書の公開について

不服申立人は、実施機関が本件行政文書の全部を公開する決定を行ったことに対して不服申立てを行っているが、全部を公開する決定は不服申立人に不利益を生じさせる処分ではないので、前記3(2)の不服申立人の主張については、当審査会は、意見を述べる立場にない。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記3(3)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 4 月 9 日	諮問
4 月 18 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 1 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 10 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議
11 月 17 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
11 月 22 日 (第 40 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成17年1月17日現在)(五十音順)